

令和3年3月4日

県民及び事業者に対する要請の継続について

1 現在の感染状況

県民及び事業者の皆様の御理解と御協力により、本県は、2月28日をもって緊急事態宣言の対象区域から早期解除されました。

その後も、新規陽性者数の減少傾向は継続しており、直近1週間では216人とピーク時(2,094人)の約10分の1に、療養者数は昨日3月3日時点で485人とピーク時(3,900人)の約8分の1にまで減少し、いずれも国の分科会が示しているステージ判断指標のステージⅡ相当以下となっています。

しかしながら、新型コロナが収束したわけではなく、昨日3月3日時点で、重症者・中等症者100人を含む240人の方が入院治療を続けており、病床使用率は低下傾向にあるものの、ステージⅢ相当の31.4%に留まっています。

2 県民及び事業者に対する要請の継続について

前回の対策本部会議を開催した2月26日時点では、緊急事態宣言の最終日である3月7日より前に病床使用率を含むすべての指標がステージⅡ相当以下にまで改善すると見込んでいました。しかしながら、このところ、

①高齢者施設や医療機関におけるクラスターが多発していること

(R3年2月以降、18件発生)

②新規陽性者に占める高齢者の割合が高くなっていること

(R2年12月:20% → R3年1月:22.5% → R3年2月:38.6%)

などから、入院治療の必要な方の割合が増加傾向にあるため、病床使用率の低下スピードが鈍化しています。これを踏まえ、あらためて病床使用率の今後の推移をシミュレーションしたところ、ステージⅡ相当以下となるのは、3月7日より先となる見込みとなりました。

これを受け、専門家や市町村の意見を伺いながら、国との協議を進めた結果、国の基本的対処方針に基づき、ステージⅡ相当以下になるまで徹底的に感染を抑え込み、感染の再拡大(リバウンド)を防止するため、現在、3月7日(日)までとしている不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮などの要請については、延長せざるを得ないと判断しました。

なお、緊急事態宣言の対象区域から解除された影響を見極める必要があるため、その期間は、3月21日（日）までの2週間とします。

県では、今後とも、病床の追加確保をはじめ医療提供体制の強化、高齢者施設等における感染防止対策の徹底などを図るとともに、新規陽性者の発生状況や変異株の動向、人流の変化などについて警戒感をもって注視し、3月21日より前にステージⅡ相当以下になった場合には、その段階で総合的に判断し、要請の早期解除を検討することとします。

新規陽性者を減少させ、感染の再拡大（リバウンド）を防ぐためには、社会全体で力を合わせて取り組む必要があります。

県民及び事業者の皆様には、引き続き、御不便と御苦勞をおかけしますが、次のとおり御協力をお願いします。

3 県民・事業者に対する要請

区域：県内全域

期間：令和3年3月8日（月曜日）0時から3月21日（日曜日）24時まで

措置の内容：以下のとおり

(1) 県民への要請等（特措法第24条第9項）

① 外出自粛の要請

生活や健康の維持に必要な場合※を除き、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、21時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。なお、その際、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えること。

※ 生活や健康の維持に必要な場合の例

医療機関への通院、食料、医療品、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など

② 業種別ガイドラインを遵守していない店の利用を自粛すること

③ 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底すること。

- ④ その際、国の専門家会議等で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる『5つの場面』」等を参考にすること。

(2) 事業者への要請等

① 特措法に基づく要請(特措法第24条第9項)

対象)・飲食店、喫茶店(特措法施行令第11条第14号)

※ 宅配、テイクアウトサービスを除く。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は含む。

・遊興施設(特措法施行令第11条第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。

内容)・営業時間を5時から21時までの間とすること。

(もともとの営業時間が、5~21時までの間である施設(店舗)は対象外)

・酒類については、提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分までとすること。

・業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底し、「感染防止宣言ステッカー」の掲示により、取組みを実施している旨を明示すること。

【協力金の支給について】

【第4期】令和3年3月8日(月曜日)0時から3月21日(日曜日)24時まで、営業時間短縮に協力した事業所には協力金(1日あたり4万円)を支給する。(申請受付期間3月22日~4月21日※)

※事業者の申請に係る事務負担を軽減するため、【第4期】を申請する際に、【第2期】(2月8日~2月28日)及び【第3期】(3月1日~3月7日)をまとめて申請することも可。

※申請方法等、詳細については、別途発表予定。

② ①以外の施設への働きかけ

対象)・劇場、観覧場、映画館又は演芸場

・集会場又は公会堂

・展示場

・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)

・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)

・運動施設、遊技場

・博物館、美術館又は図書館

・遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食営業の許可を受けていない施設

・サービス業を営む店舗(1,000㎡超。生活必需サービスを除く。)

内容)・営業時間を5時から21時までの間とすること。

・劇場、観覧場、映画館又は演芸場(第4号)、集会場又は公会堂(第5号)、展示場(第6号)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場(第9号)及び博物館、美術館又は図書館(第10号)の収容人数制限は、下記「(5)催物(イベント等)の開催制限の要請」を参照。

・業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底すること。

③ 高齢者施設等におけるPCR検査

・高齢者施設及び障がい者施設の管理者は、県が実施しているPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。

※高齢者施設や障がい者施設の入所者は、特に重症化リスクが高いため、これらの方と接する可能性がある施設職員を幅広く対象としたPCR検査事業を昨年12月から実施中。職員1人あたり3回まで無料で受検可能。

(3) 職場への出勤等

・「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強

かに推進すること。

- ・事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制すること。
- ・時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・職場においては、感染防止のための取組み※を行い「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。
- ・職場や店舗等に関して、業種別ガイドラインに従った感染防止策を徹底し、「感染防止宣言ステッカー」の掲示など、取組みを実施している旨を明示すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

(4) 学校等の取り扱い

- ・授業・学校行事・部活動等における感染リスクの高い活動については、児童・生徒・学生等への注意喚起の徹底を要請する。

(5) 催物（イベント等）の開催制限の要請（令和3年4月11日まで）（特措法第24条第9項）

- ① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
 - ・5,000人又は収容定員の50%以内（上限10,000人）のいずれか大きい方。
- ② 大声での歓声、声援等が想定される場合等
 - ・収容定員の50%以内（上限10,000人）
- ③ 屋外にあっては、身体的距離を十分に確保すること（できるだけ2m）。
- ④ 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。
- ⑤ スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、周知すること。

(6) 県主催イベント及び県有施設の対応について

- ① 県主催イベント

上記(5)と同様の取り扱いとする。

② 県有施設

上記(2)②と同様の取り扱いとする。

なお、上記①及び②の対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

(7) リバウンド防止対策について

別添「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に、感染防止対策を徹底すること。

特に、公園等の管理者においては、花見に伴う宴会を自粛していただくよう、住民への周知や看板の設置、放送等による呼びかけ等の対策を実施すること。